

No.

第1号様式の2(第6関係)

令和 年 月 日

調布市長 宛

調布市省エネルギー設備等導入補助金 交付申請書

(断熱化改修 ・ 高効率給湯器)

上記補助金の交付を受けたいので、同意事項に同意の上、必要書類を添えて申請します。

1 申請者区分 以下のいずれか該当するほうにチェックしてください。

- ☐ ①「調布市内に住民登録がある個人」で、「市内の既存住宅」に断熱化改修や高効率給湯器の導入をした。
- ☐ ②「個人事業主または中小企業」で、「調布市内の既存事業所」に断熱化改修や高効率給湯器の導入をした。

2 申請者

(1) 工事住所 (工事をした市内の住宅または事業所の住所)

〒182-00 _____

調布市 _____

(2) 申請者氏名 (本人確認書類と一致すること) _____

(3) 電話番号 (不備等があった際の連絡先) _____ (申請者との関係: ※本人のときは「本人」)

<申請者区分②の場合は記入> 事業者名 _____

<申請者区分②の場合は記入> 事業者住所 ※工事した住所と異なる場合 _____

(4) 事業者が代理で手続する場合、以下にも記載してください。

・申請者との関係 (例: 断熱改修の工事会社) _____

・代理の方の会社名 _____

・代理の方の氏名 _____ (連絡先電話番号)

・代理の方の住所 _____

※書類等で確認がある場合は、上記「代理の方」に連絡します。交付決定通知は申請者本人に送ります。

3 同意事項 下記内容を確認のうえ、チェックを必ず入れてください。

- ☐ 調布市から、前年度以前に同補助金の交付を受けていません。
- ☐ 調布市内に住所または所在地のある既存の建物で、補助対象の断熱化改修や補助対象機器の設置を令和6年4月1日以降に完了しました。
- ☐ 市から問い合わせ等のあった際は、書類(アンケート含む)の提出や現地調査に応じます。
なお、今後、市から環境施策に関するお知らせをお送りさせていただくことがあります。
- ☐ 申請の手引きを確認し、内容を了承した上で申請します。
- ☐ 【賃貸・テナント等の場合】あらかじめ貸主等の承諾が得られており、原状復帰等を行うので、後日争いにはなりません。

4 該当する省エネルギー設備等の情報 当てはまるものすべてにチェックを入れてください。

- ☐ 断熱化改修
- ☐ 高効率給湯器（該当するものにチェック）

☐ ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	☐ 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	☐ 家庭用燃料電池（エネファーム）	☐ 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	☐ 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）
--	--	--	---	---

5【断熱化改修のみ】

申請した（調布市以外の）補助金 決定通知書を添付する補助金について記入してください。

- ☐ 国の補助金（補助金名称：_____）
- ☐ 都の補助金（補助金名称：_____）

6 工事完了日 令和____年____月____日 ※令和6年4月1日以降に工事を完了したものが対象です。

7 添付書類 添付書類が揃ったらチェックを入れて、こちらの用紙と併せて提出してください。

【共通（断熱化改修・高効率給湯器）】

- ☐ 断熱化改修工事または給湯器設置の領収書（必要項目：領収日・氏名・工事内容）コピー可
- ☐ 工事・設置をした住所または所在地が分かる書類（例：工事請負契約書・納品書等）
- ☐ 工事内容*（給湯器は型番）が分かる書類（例：工事請負契約書・納品書等）
- *工事内容とは→「二重窓の工事」「ドアの断熱化工事」等
- 前項「工事・設置をした住所または所在地が分かる書類」に記載がある場合は、提出不要です。
- ☐ 写真（区分ごと1枚：断熱化は対象箇所、給湯器は給湯機本体（全体）を撮影）
- ☐ 通帳のコピー（金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・名義が分かる面）
- ☐ 本人確認書類（住民票、運転免許証、マイナンバーカード、各種健康保険証、各種年金手帳の写し）
- ☐ （事業者のみ）事業内容を確認するための書類（例：ホームページの写し）
- ☐ （代理で手続する場合）代理の方の本人確認書類（名刺可）

【断熱化改修のみ】

- ☐ 国補助事業に係る決定した交付額が分かる書類（東京都の補助金のみを利用した場合は、東京都補助事業に係る決定した交付額が分かる書類）

8 振込口座（申請者本人名義） ※訂正時は二重線と訂正印を使用してください。

金融機関コード					支店コード			
金融機関名					支店名			
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号						
フリガナ						←申請者と同じ		
口座名義								